

評価表（広域型サービス）【令和5年度開所分】

1 基本評価(10点満点)

				特別養護老人ホーム
区分	評価項目	評価基準	評価点	社会福祉法人山彦会
法人評価	事業実績 ※親(子)会社やグループ会社は含まない。	当該サービスを3年以上運営している。(令和3年7月1日時点)	※いずれかに該当で 5	5
		本市内で介護・医療・福祉事業を3年以上運営している。(令和3年7月1日時点)		
		代表者又は管理者が当該サービスにおける介護等の実務経験を3年以上有する。(令和3年7月1日時点)		
		本市公募案件で選定内容の不履行がある。 (選定辞退、開所遅延(定員不足を含む。))又は事業所を休廃止したことがある (選定辞退及び廃止は6年間、開所遅延(定員不足を含む)及び休止は3年間)。	-5	0
	第三者評価の受審	・法人の運営する全サービスの既存事業所のうち、第三者評価を受審しているものがある(平成30年度～令和3年度の間に1回以上、他の都道府県のもので可、ただし、同一法人内の事業所に限る)。※地域密着型サービスで受審を義務付けられている外部評価を除く。	5	5
実地指導の指摘状況	以下のいずれかに該当する。[減点] ・過去2年間(令和元年度～令和2年度)、法人の運営する全サービスの既存事業所のうち、文書指導(※)を受けたものがある (※サービス計画未作成・手続違反、避難訓練未実施、事故・苦情記録未整備、個人情報保護に係る不備及び身体拘束に関するもの、報酬返還(法22条3項に係るもの)に限る)を伴うもの。	-5	0	
小 計			10	10

※ 基本評価で加点要素がない又はマイナス点(0点以下)の事業者については、総合評価は行いません。

2 総合評価(90点満点)

区分	評価項目	主な着眼点	評価点	社会福祉法人山彦会
本市及び 真地元	事業実績及び地域性	本市内での事業実績(年数、事業種別等)の有無や内容	10	7.5
	本市政策上優れている点	・本市が進める市政のあり方や方向性・まちづくりの方針に合致した内容かどうか。 ・計画区域での既存施設の配置状況、後期高齢者人口と定員数の比率など	10	7.5
	地元経済の活性化	地元業者や人材の活用、NPO等との事業連携等による本市経済への貢献があるか。	10	8.25
	その他、本市及び地元貢献となる点	・京都の魅力を感じさせるような運営 ・その他	10	7.75
事業所として 優れている点	サービスの質	事業の継続性・安定性	30	23.87
		安全対策		
		ケアの充実		
		利用者が快適に生活できるための工夫		
	地域との連携	地域に開かれた運営等	10	8
	その他、利用者に対する独自取組	施設に「京都らしさ」が感じられるか。 ・その他	10	6.75
小 計			90	69.62
合 計			100	79.62